

三平代表コラムNO.26

新年あけましておめでとうございます。

皆様、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、政治経済、社会情勢など予想もしえない出来事の連続で、あっという間の一年でした。年が明け、今年は昨年にも増して、我々を取り巻く環境が大きく変化する一年となることは間違いないのではないのでしょうか。

少子高齢化社会は、現実社会のなかで、確実に我々の生活に影響を与えてきています。年金制度、医療保険制度、介護保険制度のいずれにおいても、制度を維持していくための抜本的な改革を具体的な施策として、着手されてきています。

また、高齢者が増えるにつれ、医療保険や介護保険の負担は益々大きくなり、今後は、病気にならない健康な体作りに重点を置いた医療や、地域社会と連携した予防介護の充実が一層重要となることでしょう。それと同時に、国民一人一人が健康寿命を長く保つために、ワークもライフも心身ともに健康で充実していなければなりません。

昨年12月20日に政府は非正規労働者の処遇改善を促す「同一労働同一賃金ガイドライン」(指針)案を明らかにしました。このガイドライン案は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で待遇格差が存在する場合に、いかなる待遇格差が不合理なものであり、いかなる待遇格差が不合理なものではないのかを示したものです。この際、典型的な事例については、問題となる例、問題とならない例という形で具体例が示されています。今後、このガイドライン案を基本として、労働契約法、労働者派遣法、パートタイム労働法の改正案が国会で審議される予定です。

現代の日本は、社会保障制度、働き方、働かせ方の抜本改革に取り組んでいかなければ、次世代の若者たちに、責任をもってバトンを渡すことができない状況にきています。様々な改革実現を経て、若者が明るい未来図を描ける端緒となる一年となることを心より願っております。

私どもは、社会保険労務士としての社会的役割・責任を果たすべく、一層の専門能力の向上に努め、社会に貢献してく所存でございます。

本年も、何卒、宜しく願い申し上げます。